

◇村 田 薫 君

○議長（澁谷俊二君） 最初に、12番、村田 薫君の一般質問を許可いたします。村田 薫君、登壇願います。

（12番 村田 薫君 登壇）

○12番（村田 薫君） おはようございます。通告に従いまして一般質問をします。

質問事項の1つ目、「まちなかエリア活性化構想とは」についてです。

内容は、現在シャッター街となっており、町なかに人の気配の全くなくなってしまう旧六郷町の商店街とその周辺に、もう一度にぎわいを取り戻し、活性化を図ろうと動き出したことについては、私たち町民の興味をそそるところであり、今後の進展についてお伺いいたします。

1つ目、この構想には商店街の店主のかかなりの自覚が必要と思われそうですが、実行に当たり、どのような方々が中心メンバーとなっているのか。また、今後の事業展開について伺います。

2つ目として、4月21日、旧湯川洋品店空き店舗にて行われました夜桜ジャズのイベント、この場所は今後どういうところを目指して活用されていくのでしょうか。

3つ目としまして、まちなかエリア活性化の事業費と財源についての3点についてお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

町では、美郷町全体の認知度向上や魅力向上、そしてにぎわい創出による活力向上を目指すため、その核となるエリアとして六郷地区商店街及びその周辺地域を「まちなかエリア」と定義し、平成29年度に「まちなかエリア活性化構想」及び「実施計画」を策定するとともに平成30年度に具体的展開を期す「まちなかエリア活性化実行委員会」を設置しております。構想及び実施計画は「商店街及び個店の魅力向上・商店街への新たな機能の付加・商店街のファシリティの充実」を取り組みの柱とし、各般の取り組みを推進することでまちなかエリアの活性化を目指しております。

さて、ご質問の1つ目、この取り組みの中心メンバーと今後の事業展開についてですが、まちなかエリア活性化実行委員会のメンバーは、その委員として六郷地区の店舗や会社の代表の方12名、その他1名の計13名に委嘱しております。また、オブザーバーとして美郷町商工会や町内金融機関の3社にもご参加いただいております。メンバー構成は、まさに議員ご指摘のとおり当事者意

識をお持ちの方々をお願いしているところです。

また、事業展開については、これまで商店街及び個店の魅力向上としてイベント情報等の商店共有や学校との連携による商店街食べ歩き、歳末大売出しと福引大会の実施や美郷雪華を商店街に飾る美郷雪華いっぱい運動などを展開してきております。

商店街への新たな機能の付加としては、空き店舗の物件発掘やその活用推進、空き地や空き家での起業の推進などを展開してきております。

商店街のファシリティの充実については、歩行者休憩用のいすの設置や金融機関等駐車場の商店街駐車場への提供などを実施してきているところです。

実行委員会では、今後もそうしたアイデアにあふれた取り組みを検討、実践に頑張ってくださいと思いますし、町としても頑張ってもらいたいと考えております。

続きまして、ご質問の2つ目、旧湯川洋品店の利活用です。

昨年度、県事業の起業者を呼び込める商店街づくり支援事業によってリノベーションによるまちづくりの専門家が派遣され、企画立案から実施段階までご支援をいただいております。今年度からは商店街の方々の主体的な取り組みを見守ることとなりますが、計画では旧湯川洋品店をオフィスや飲食店等として利用可能な複合施設にリノベーションする予定とのことです。議員ご説明の夜桜ジャズについては、そうした形に円滑につなげていくため、自然体のイベントを通じた施設のPRとして実施されたものと承知しております。

なお、町としましては、このプロジェクトが具体的に展開されていく際、まちなかエリア活性化促進事業補助金制度を通して改修費等について支援してもらいたいと存じます。

続きまして、ご質問の3つ目、事業費と財源ですが、現在までの財源は全て一般財源で対応してきております。事業については、平成29年度はまちなかエリア活性化構想の策定等に20万2,000円を支出しているほか、平成30年度は新規開業への補助金も含め282万1,000円を支出しております。また、令和元年度については、新規開業への補助金を含み予算額250万7,000円を計上しており、3カ年合計で553万円の事業費となっております。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○12番（村田 薫君） 質問事項の2つ目です。「どうなる公共施設」という題目です。

3月に説明を受けました美郷町公共施設等最適化実施計画案は公共施設を管理する財源が厳しくなり、今後、数や経費を適切に管理していくということでした。長年親しんできました公共施設がなくなったり、また使用用途が変わったりすることは、住民にとりましてある程度のストレ

スになったり不便さを強いることになると思っております。

そこで、幾つかの不明点について伺います。

1つ目といたしまして、4月に3地区で行った説明会ではどのような意見が住民の方々が出ましたかということです。

2つ目として、新たに整備される集合施設は今イメージしている段階でどのような機能を持たせるのか。

また、3つ目といたしまして、各地域に町所有の会館・児童館が約20施設、ちょうど20施設ありますが、これらを譲渡する際に何を、手を加えないで譲渡するのか、または施設ごとに地域から出た要望などに基づいて手を加えてから譲渡するのか、とりあえず譲ってしまってから必要なところを直すための助成をするのかなどについてお伺いいたします。それと同時に建物に付随する、建っている土地ということですけど、その取り扱いはどうなるものかということについてお伺いをいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町公共施設の最適化については、議員ご承知のとおり5月10日に美郷町公共施設等最適化実施計画を策定しておりますが、その策定に当たっては町民各位から広くご意見をいただき、計画に反映させていくため4月17日から19日までの3日間、北ふれあい館、中央ふれあい館及び南ふれあい館で説明会を開催しております。

説明会におけるご意見などについてですが、集落会館として使用している集会施設の取り扱いに関するご質問が多く寄せられました。具体的には、集会施設を行政区へ無償譲渡する際の施設改修に関することや町が負担している集会施設の経費等に関する事などでした。そのため、集会施設の無償譲渡を予定している行政区には、後日改めて説明の機会を設ける旨、その場で回答しております。さらに、行政協力員全員に対して計画案を送付し、4月23日から5月7日にかけて意見募集を行っておりますが、ご意見はありませんでした。

次に、老朽化に伴い解体する中央行政センターの跡地に整備予定の施設についてですが、中央ふれあい館の集会機能を受けとめる施設としておりますので、現在と同様一定程度の大きなホールを有するとともに少人数の会合も受けとめる複数の会議室が必要ではないかとイメージしております。それ以上の踏み込んだ内容や機能につきましては、人口減少や高齢化など社会環境の変化を踏まえるとともに利用実態を踏まえた検討が必要であり、今後の具体検討を通じて明らかに

していくべきと存じますので、ご理解をお願いいたします。

次に、町所有の会館・児童館の無償譲渡についてですが、ご質問のとおり町所有の会館・児童館は全部で20施設あります。建築年数は差異があり、大島会館以外は木造の建築となっております。

行政区への無償譲渡が決まった場合の対応ですが、行政区へ引き渡しする前に耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うことを想定しております。ただし、あくまで安全を考慮した耐震改修のみで、要望に基づくリニューアルなどは現在のところ考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。また、譲渡後に行政区の意向で改修が必要になった場合ですが、町が行っている会館等の改修に対する補助事業を利用していただくことになります。

また、建物に係る固定資産税については行政区からの申請により減免を検討いたしますし、建物に付随する土地についても個人所有地の場合、建物と同様申請により減免を検討いたしますので、あわせてご理解をお願いいたします。

いずれ、今後対象の行政区に直接説明に何うこととしており、無償譲渡の調整に当たっては引き受け先である行政区の方々とはよく話し合いを行ってまいります。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）12番、村田 薫君の再質問を許可いたします。

○12番（村田 薫君） 建物について、土地の取り扱いは大体今説明していただきましたけど、会館によりましては大きな駐車スペースや、また小さな児童公園的な機能を持った場所もありまして、これらの土地についてはどのような扱いをされるのでしょうか。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

土地の所有状況かどうということかを踏まえてからの検討になりますが、大体のケースにおいて公園用地は公共用地ですので、課税はしておりません。当然ですが、公共用地ですので。駐車スペースが必要か否かについては、各行政区のご判断になりますので、そこを改めて町が整備するということは現在考えておりません。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ります。

○12番（村田 薫君） 質問事項の3つ目に入ります。内容は、佐藤家の蔵と坂本東嶽邸の活用についてお伺いします。

町では両方の建物ともに平成28年度から3年ないしは3年半を費やしまして建物の改修及び耐

震移転などの工事をしてきました。かなりの長期間かかっている理由についてご説明を願いたいと思っています。

次に、この工事に単独町事業費や国の交付金が、坂本邸の分として約1億600万円、佐藤家分として1億5,200万円というかなりの高額な事業費がかかったと思っております。この高額な事業費が発生した理由について伺います。

最後の3つ目になりますけど、両方の建物の完成後の活用計画についてお考えをお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の工事期間についてであります。坂本東嶽邸は約2年4カ月、佐藤家の蔵は約2年8カ月となっております。その事情については、工事施工上の理由と予算的理由の2つがあります。

坂本東嶽邸の工事施工上の理由としては、離れ座敷、蔵ともに基礎柱等の腐食等により建物に傾きが生じており、離れ座敷の基礎改修は建物全体を上げて工事をする方法を採用し、床下の掘削作業等を人力によって行ったため、基礎工事で約4カ月を要しております。また、蔵の基礎改修は曳き家工法を採用し、蔵全体を移動させて行わざるを得ず、基礎工事で約5カ月を要しました。そして、その後の耐震補強や内部補修が済んでから、しっくい補修の養生や仕上げ塗り等に取り組む必要があったことが長期になった主な理由であります。

また、佐藤家の蔵については、蔵の解体に3カ月を要したほか、解体した土壁を再利用し、復元施工しております。例えば、土壁づくりは最初に粗壁をつくり乾燥させ、さらにその上に何回かに分けて塗り乾燥の工程を繰り返しています。また、しっくいも同様に2回以上塗り重ねております。このように乾燥等の養生に多くの時間がかかったことなどが主な理由であります。

予算的理由としては、国の農山漁村振興交付金の活用において、単年度ごとの事業に対する交付金交付決定という仕組み上、年度初めから直ちに事業着手することができず、交付決定をまつての着手となった結果、工事期間に空白が生じております。

2点目の事業費についてであります。2施設合わせて2億5,800万円ほどであります。その理由は、1点目でもご説明申し上げたとおり基礎改修や耐震補強、蔵の解体・移築、土壁の復元やしっくい施工など高度かつ緻密で特別な技術を必要とする作業が多かったことなどに起因しております。

なお、事業費の内訳についてであります。国の交付金が約7,100万円、合併特例債が約1億7,500万円、一般財源が1,200万円となっており、財政面では有利な財源構成であります。

3点目の活用計画についてであります。坂本東嶽邸の蔵につきましては、内蔵の特徴である漆塗りの柱の多い構造やはりの太さなどを見学していただくとともに坂本家ゆかりの品々な展示し、坂本家の歴史や東嶽翁の功績などを広く知ってもらうようにいたします。また、離れ座敷については、庭園を眺めながらのお茶会や句会、昔語りの会などの交流に供していきたいほか、地元野菜や山菜などを使った食事会などでの活用を想定しております。さらに、千屋断層学習館については、陸羽地震の理解と断層や防災についての学習の場として町内の小中学生なども含め広く学習の場として活用してまいります。

佐藤家蔵につきましては、9月1日のオープンに向けて準備を進めているところですが、漆塗りの柱の多いはりを多く施した建築物としての価値や飛行家佐藤 章の功績などを広く知ってもらうようにいたします。また、美郷町宿泊交流館ワクアスの宿泊者や地域の方々の打ち合わせ会や交流会で活用していただきたいほか、わら細工づくりなどのものづくり体験の場や文化的会合などの場としての活用も想定しております。

いずれ両施設とも歴史的・文化的価値を有しておりますので、既存の観光施設などと結びつけながらPRしていき、美郷町の魅力アップにつなげていくことを目指してまいります。

以上であります。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）12番、村田 薫君の再質問を許可いたします。

○12番（村田 薫君） 今ご説明ありがとうございます。両方の建物ともかなり長期間にわたってまして改修や補強などの工事をたくさんされていると思うんですけど、今後これから先、国とか県から文化財的な指定を受けたいと思ったときに、こういうふうにかかったものに対して対象になるものかどうかをお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

坂本東嶽邸につきましては、平成4年に旧千畑町教育委員会のときに町指定文化財、文化財というのは有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び町指定の史跡、名勝、天然記念物というようなものがありますが、旧千畑町のときには町指定の史跡ということで文化財指定をしております。その史跡ということは屋敷全体ということでありますので、庭とか母屋、蔵、離れ座敷を含めて史跡として指定されているという現状であります。

一方の佐藤家蔵は、これまでは文化財指定にはなっていないものであります。今後県、国に対して、その文化財指定を求めていくかどうかということについては、それにふさわしいものであるかということ、いま一度教育委員会のほうで今後調査研究をしていく中でそれら可能性も探っていきたいというふうに思います。また、佐藤家蔵については、町指定文化財にするかどうかということが調査研究の課題というふうに考えておりますが、まずその辺の見通しはまだはっきり言えませんけれども、そういう調査研究に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、12番村田 薫君の一般質問を終わります。